

# 佐倉市工事成績評定要領

制定	平成 8 年 6 月 1 日
改正	平成 9 年 7 月 1 日
改正	平成 14 年 9 月 1 日
改正	平成 15 年 7 月 1 日
改正	平成 17 年 4 月 1 日
改正	平成 30 年 4 月 1 日
改正	令和 3 年 5 月 7 日

佐倉市工事検査要綱第11条第1項の規定に基づく成績評定要領を次のとおり定める。

## (目的)

第1条 この要領は、市の所掌する請負工事の厳正かつ的確な成績評定の実施を図り、もって工事に関する技術水準の向上に資するとともに、受注者の指導育成を図ることを目的とする。

## (評定の対象)

第2条 評定は、契約金額(変更後は総変更金額とする。)が、佐倉市工事検査要綱第2条に掲げる金額以上の建設工事請負契約書により契約する工事とする。ただし、建設工事に係る製造の請負及び、建設工事の委託については評定しないものとする。

## (評定者)

第3条 成績評定を行う者(以下「評定者」という。)は、次の各号に定める職員とする。

- (1) 履行の監督過程においては、当該契約にかかる総括監督員及び主任監督員とする。
- (2) 給付の完了確認時においては、当該契約にかかる検査を実施する検査員とする。

## (評定方法)

第4条 評定は、契約ごとに独立して行うものとする。

- (1) 工事成績の評定は、工事成績評定表(別記様式第1号)により行うものとする。
- (2) 評定は、別紙-1～別紙-6の「工事成績採点の審査項目別運用表」により審査するものとする。なお、評定にあたっては別紙-7「記入方法及び留意事項」、別紙-8「施工プロセスのチェックリスト」を考慮するものとする。
- (3) 工事における「創意工夫」、「社会性等」に関し、受注者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。
- (4) 契約金額が500万円未満の工事における工事成績の評定は「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」の「評価対象項目」を省略して行うものとする。

(工事成績評定表)

第5条 工事成績評定表(別記様式第1号)は、所属において所要事項を記載し、検査執行依頼書とともに検査担当課長に提出するものとする。

(評定時点)

第6条 評定時点は、監督員にあつては工事の完成の時点とし、検査員にあつては出来形検査、部分使用検査及び完成検査を実施した時点とする。ただし、部分使用検査については、佐倉市工事検査要綱第11条第1項の規定による。

2 検査員の行った評定は検査担当課長が認定するものとする。

(考査項目の採点方法)

第7条 考査項目の加減点は主任監督員、総括監督員、検査員各人が記入するものとする。

- (1) 出来形検査があつた場合①主任監督員\*0.4+②総括監督員\*0.2+③検査員(出来形)\*0.2+④検査員(完成)\*0.2=評定点合計とする。
- (2) 出来形検査がなかつた場合①主任監督員\*0.4+②総括監督員\*0.2+④検査員(完成)\*0.4=評定点合計とする。
- (3) 出来形検査が2回以上あつた場合の考査項目の加減点は出来形検査を合わせた平均点を記入する。
- (4) 部分使用検査で評定を行った場合は、完成の際に完成検査時の評定と金額により加重平均を行い記入する。
- (5) 評定者の行う評定点は小数点第1位までとし、評定点合計は小数点第1位を切捨てして整数とする。
- (6) 項目9「法令遵守等」は総括監督員が記入する。
- (7) 所見は必ず記入する。
- (8) 手直しを指示した場合は、手直し前の状態で評価し、手直し後の再評価はしないものとする。

(評定点合計による判定)

第8条 成績の判定は、第7条 考査項目の採点方法により算出された工事成績評定点を評定点の標準値により判定するものとする。

(成績評定結果の請負者への通知)

第9条 工事成績評定の結果については検査結果通知書の備考欄に評定点を記し、受注者に通知するものとする。

(成績評定点の修正)

第10条 引き渡し後、瑕疵担保期間中に関係法令違反・事故等により瑕疵が判明したときは、再度工事成績評定を見直し受注者に文章で通知するとともに、成績評定結果を修正するものとする。

る。

(その他必要な事項)

第11条 この要領に定めのない事項は、別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成8年6月1日から施行する。

(適用区分等)

2 この要領は、平成8年6月1日から適用し、平成8年5月31日までの評定については、旧要領による。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成9年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成14年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の佐倉市工事成績評定要領は、この要領の施行の日以後に契約を締結する工事について適用し、施行の日前に契約を締結した工事の取扱いについては、なお従前の例による。

3 第9条の規定にかかわらず、工事成績評定通知要領及び工事成績評定委員会等の制定がされるまでは通知しないものとする。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成15年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附則(平成30年3月27日決裁 29佐契第1127号)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の佐倉市工事成績評定要領は、この要領の施行の日以後に完成検査を行う工事について適用するが、施行の前日に出来形検査等で評定表を作成した工事の取扱いについては、なお従前の例による。

附則(令和3年5月7日決裁 佐契第103号)

(施行期日)

1 この要領は、令和3年5月7日から施行する。

工事成績評定をする上で評定点の標準については下記による。

評定点の標準

ランク	評定点の標準値	評定点合計による判定	
A	80点以上	・他の模範となる優秀な工事	
B	75～80点未満	標準的工事	・Aランクではないが、標準的工事のなかで優秀なもの
C	65～75点未満		・標準的な工事
D	60～65点未満		・Eランクではないが、今後改善すべき事項がある工事
E	60点未満	・今後指名等に影響を及ぼすおそれのある工事	
F	—————		